

## 規約・規定(2025年度～)

### 目次

一般男子部規約	1項
・ 役員	
・ 役員を選出	
・ 理事の任期	
・ 登録費	
・ 大会参加費	
一般男子部規程	
・ 登録	2項
・ 3部制、壮年・実年制	2項
・ 入れ替えとシード	2項
・ 試合方法	2・3項
・ 試合規定	3項
・ グランドルール	4項
・ 大会運営委員	4・5項
・ 審判員、記録員の手当	5項
・ 抽選	5項
・ 上位大会 報奨制度	5項

# 厚木市ソフトボール協会一般男子部規約

## 1 役員

次の役員と理事を置く。

(1) 部長	1名
(2) 副部長	若干名
(3) 常務理事	若干名
(4) 事務局長	1名
(5) 会計	若干名
(6) 会計監査	1名
(7) 代表理事	1部チーム8名+2・3部若干名
(8) 厚木クラブの成年・壮年・実年・シニアより	各1名
(9) 審判部より	若干名
(10) 記録部より	若干名
(11) その他	若干名

## 2 役員を選出と任期及び理事の任期

- (1) 役員は互選により理事会で決定する。
- (2) 役員と理事の任期は1年とし、再任は妨げない。

## 3 登録費及び大会参加費

- (1) 年間登録費は1チーム7,000円。登録選手1名につき100円をプラスし、年度初めに会計に納入する。
- (2) 春季大会及び秋季大会の参加費
  - (2-1) 1部は1チーム14,000円とする。(記録代を含む)
  - (2-2) 2部は1チーム11,000円、3部は、1チーム8,000円とする。
- (3) 壮年及び実年大会、夏季大会は、1チーム7,000円とする。
- (4) その他の大会は、その都度決定する。

## 4 その他

- (1) 本規約に定めのない事項は、役員で協議し、理事会において決定する。

## 厚木市ソフトボール協会一般男子部規定

### 1 登録

- (1) 各チームは年度初めに選手の登録を行うこと。(登録用紙に必要事項を記入し、事務局に1部提出する。また、途中「追加」及び「変更」も再提出する。)
- (2) 各大会の抽選会前の指定された期日までに、「大会申込書」に必要事項を記入し、1部事務局に提出する。
- (3) 壮年大会と実年大会
  - (3-1) 壮年は、その年度の4月1日現在39歳以上とする。
  - (3-2) 実年は、その年度の4月1日現在49歳以上とする。
  - (3-3) 壮年と実年の二重登録は認めない。
- (4) 各大会の出場選手は「年間登録」とし、登録選手以外は認めない。
- (5) 大会出場選手の変更は、当該チームの各大会第1試合開始前まで認める。
- (6) チーム構成は、厚木市在住者及び在勤者が登録者の過半数以上であること。ただし、理事会が承認したチームは認める。
- (7) 登録選手は、他支部に登録済の「二重登録選手」は認めない。ただし、理事会が承認した選手及びチームは認める。
- (8) 高校生以下及び女性の参加は認めない。

### 2 構成 3部制及び壮年と実年制

- (2) 1部、2部、3部及び壮年と実年制を採用する。
- (3) 1部は8チーム、2部は8チームとし、1・2部以外を3部とする。

### 3 入れ替えとシード

- (1) 春季大会、秋季大会では、1部、2部、3部の入れ替えを行う。
- (2) 1部は春季大会及び秋季大会で下位2チームが次の大会で2部へ降格となる。また、2部は春季大会及び秋季大会の上位2チームが1部へ昇格となり、下位2チームが3部へ降格となる。3部は春季大会及び秋季大会の上位2チームが2部へ昇格となる。
- (3) シード制を適用する。1部は前大会で優勝と準優勝チームは(1~4、5~8に)分かれて抽選する。また2部からの昇格2チームも同様とする。  
2部は、1部からの降格2チームは分かれる。また3部からの昇格2チームも分かれる。  
3部は、2部からの降格2チームは分かれる。  
抽選は、シードチームから行う。

### 4 試合方法

- (1) 1部と2部は、春季大会及び秋季大会でトーナメント戦、敗者復活戦を行い、トーナメントを勝ち抜いたチームを優勝とし、敗者復活戦を勝ち上がったチームを準優勝とする。

- (2) 3部は春季大会及び秋季大会で3チームによる予選リーグを行い、その勝者が決勝トーナメント戦(参加チーム数によってはリーグ戦)に進出し、順位を決める。ただし、予選リーグは3チームを原則とするが、参加チーム数により、4チームブロックとなる場合がある。その場合は、2チーム同士の試合を行い、勝ち同士、負け同士の試合を行う。勝ち同士の勝者が進出とする。
- (3) 夏季大会及び壮年・実年大会はトーナメント戦で行い、順位を決める。(ただし、参加チーム数によっては、リーグ戦を行う場合もある。)
- (4) 試合ボールについては、すべての大会3号ゴムボールとし、各チームが準備する。大会での使用球は、その都度決める。
- (5) その他  
協会・大会本部・主催者・主管者の指示に従うこと。また、試合が円滑に行われる様各チームは協力すること。

## 5 試合規定

- (1) 試合は、当該年度のオフィシャル・ソフトボールルールで行う。
- (2) 特別ルールと大会規則及び球場別規則を採用することがある。
- (3) 試合開始予告時刻30分前に、2部・3部チームは打順表を2部、1部チームは4部提出する。
- (4) 試合開始予定時刻に、メンバーが揃わないチームは失格とする。(前試合の都合で試合開始が早くなることもある。その場合は協力すること。)
- (5) 1部春季大会・秋季大会は7回とし、80分を越えて新しい回に入らない。壮年・実年大会、夏季大会と2部3部の春季大会・秋季大会は、5回とし、60分を越えて新しい回に入らない。
- (6) 第3アウトのコールをもって攻撃の終了とする。  
 ≪附則≫時間規定の試合において、試合成立は時間終了コールをもって(攻撃途中または守備途中)試合終了とする。ただし、先攻が負けている場合は3アウトまで続行し、試合終了とする。尚、逆転した場合は後攻まで続行する。
- (7) 1部の春季・秋季大会の試合は、4回10点差、5回以降は7点差でコールドゲームとする。それ以外の大会の試合は、3回10点差、4回以降は7点差でコールドゲームとする。
- (8) 3部の予選リーグ戦は、引き分けを採用し、同率の場合は次の順番で順位を決める。  
 ①勝ち点(勝3、引き分け1、負け0) ②棄権試合の有無 ③直接対戦の勝者  
 ④失点 ⑤抽選
- (9) すべての大会の決勝戦と敗者復活戦最終試合以外の試合で同点の場合は、最終選手9名ずつで抽選(またはジャンケン)で決める。(ただし、決勝戦は別に定める。)
- (10) すべての大会の決勝戦と敗者復活最終戦で、同点の場合は、1回のみタイブレーカーを行う。  
 それでも決しない場合は、最終選手9名の抽選(またはじゃんけん)で決める。

- (11) 選手交代の通告および判定に対する抗議・確認等は、監督または監督代行者のみとする。
- (12) 試合開始予定時刻は、各大会ごとに設定する。
- (13) 対戦相手が棄権の場合、試合結果は、1部は7-0で、2部3部は5-0で規定する。
- (14) 金属スパイク使用を禁止とする。
- (15) 急な雷雨等で試合を中止する場合は、壮実年大会と2部3部は3回終了(40分経過)、1部は4回終了(60分経過)で成立とする。終了していない場合は、再試合とする。

## 6 グラウンドルール

- (1) 酒井スポーツ広場の#1～#4面のグラウンドのボールデッドラインは、植え込みを基準とし、ボールが入り込んだ場合(すぐに取りれない状態)はボールデッドとする。
- (2) 酒井スポーツ広場の#1～#4面のグラウンドで、ボールが植え込みまたは草むら等に入った場合等においては、審判の指示に従う。  
(審判が判定するまでは、インプレーと考え、選手独自の判断はしないこと)
- (4) 及川球技場で試合を行う場合は、70mラインにコーンを置き、ノーバウンドで越えたらホームラン、ゴロで越えたら2塁打とする。
- (4) ベンチは、「組み合わせ」番号の若い方を一塁側とする。  
(ただし、2試合連続して試合を行うチームにおいては、1試合目のベンチを2試合目も継続する。)
- (5) 試合前の守備練習は、各チームその日の最初の試合前だけとする。
- (6) 試合中の実行委員
  - (5-1) 1部・2部・3部の春季・秋季大会、夏季大会、壮年・実年大会。
    - a) 当該試合チームの攻撃側チームがボール拭き、ボール出し、得点記入を行う。
    - b) ファールボールの回収は、主に攻撃側が行うこととする。(両チームが協力してう。)
- (7) ベンチ内では、喫煙・飲酒は禁止。また、酒気を帯びた者は、ベンチ内に入れない。  
(喫煙は、グラウンド外の指定場所で行うこと。)
- (8) 駐車中の車両に対するトラブルは、一切の責任を協会は負わない。  
(スポーツ保険等に加入することを勧める。)
- (9) 試合開始前のグラウンド整備および、試合終了後のグラウンド整備・清掃は各チームで協力して実施する。また、ゴミ等は各チームで、責任をもって持ち帰ること。
- (10) そのグラウンドの第1試合のチーム(2チーム)は、試合開始時刻1時間前に集合し、用具を運び、試合の準備を行う。(各チーム3名以上)  
また、そのグラウンドの最終試合のチーム(2チーム)は、用具の後片付け(用具庫に運ぶ)とグラウンド整備、グラウンドの内外を見廻り、ゴミやたばこの吸い殻等を拾い集め、持ち帰り処分する。忘れ物等はグラウンド管理棟の管理人に渡す。
- (11) 各チームの監督は、その試合中のトラブル等において、相手チーム監督と話し合う。  
特に試合中のけがにおいては、救急車を呼ぶ等の判断を行い、対応する。

## 7 大会運営委員

- (1) 大会運営委員は、その日の朝倉庫を開け、試合準備チームの対応をする。
- (2) 審判員、記録員(1部のみ)、大会運営委員(人数分)の人数を確認し、食事時間を見計らって弁当と飲み物を用意する。  
※ 弁当と飲み物の合計はなるべく700円以内とする。
- (3) 大会運営委員の手当は、1日1,500円とする。

## 8 審判員、記録員の手当

- (1) 1部の春季・秋季大会の試合における審判員の手当は、1試合1,100円とする。それ以外の大会の試合における審判員の手当は、1試合900円とする。
- (2) 試合における記録員の手当は、1試合1,300円とする。

## 9 抽選

- (1) 抽選は、各大会ともシードを優先し、「その抽選会の受付順」で行う。

## 10 上位大会・報奨制度

- (1) 優勝チームは、上位大会の出場権を得る。
  - (1-1) 1部の年間優勝チームには、次年度の支部対抗戦(厚木市代表)の出場権を与える。(春季大会と秋季大会の優勝チームで決める。)
- (2) 激励賞を次の条件に適う場合に贈呈する。
  - (2-1) 関東大会出場 ￥10,000円
  - (2-1) 全国大会出場 ￥20,000円ただし、2大会以上は贈呈しない。

## 11 (附則)

令和2年2月8日改定

規約3(2) 規定4(5) 6(10)

令和3年4月4日改定

規約3(2)(2-2) 規定2(3) 4(2)

令和3年5月15日改定

規定1(6)

令和4年3月6日改定

規約3(2)(2-1) 規定1(6)(7) 2(3) 3(2)(3) 4(1)(5) 5(5) 8(1)(2)

令和5年2月12日改定

規約3(2)(3) 規定5(15) 6(3)(10) 7(1)(2)(3)(4) 8(1)(2)

令和6年2月10日改定

規約1(7) 2(2) 規定7

令和7年2月9日改定

規約3(1) 規定7